

# 「令和4年度包括外部監査の結果報告書」

観光振興に係る財務事務の執行について～開府500年関連事業を中心として

## 概 要 版

令和5年2月

甲府市包括外部監査人 關 本 喜 文

### 第1 監査の概要

#### I 監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

#### II 監査の対象とした特定の事件(監査テーマ)

観光振興に係る財務事務の執行について～開府500年関連事業を中心として

なお、地方自治法第252条の30第1項の趣旨に基づいて、甲府市監査委員に対し、令和4年7月19日、同事件の選定の旨を後掲の「事件を選定した理由」の概要を付して通知した。

#### III 監査の対象期間

令和2年度(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)及び同3年度(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)、ただし、必要に応じて、他の年度(開府500年関連事業関係)も対象とする。

#### IV 事件を選定した理由

1 甲府市のまちづくりは、永正16年(1519年)に武田信虎がつつじが崎に館を築いたことを基点として、令和元年(2019年)に開府500年を迎えた。この開府500年の歩みを示す歴史的文化遺産として、武田氏館跡・甲府城・甲府城下町などの史跡や寺社群、古道などが残されている。

甲府市は、平成27年3月に第2次甲府市観光振興基本計画を策定し、平成27年度から令和2年度を実施期間として、開府500年関連事業の展開を第1の重点方針とし、開府500年関連施設などの整備、関連イベントの企画・実施、関連施策の実施環境の整備が計画され、実施された。

さらに、令和3年には武田信玄生誕500年を迎えることから、平成31年から令和3年までの3年間を重点取組期間とする「こうふ開府500年記念事業」の計画が甲府市も構成員となる「こうふ

開府 500 年記念事業実行委員会」によって策定され、令和3年3月に制定された第3次甲府市観光振興基本計画の一部に取り入れられ、実施された。

## 2 観光の意義

観光とは、「継続して1年を超えない期間で、レジャーやビジネスあるいはその他の目的で、日常の生活圏の外に旅行したり、また滞在したりする人々の活動を指し、訪問地で報酬を得る活動と関連しない諸活動」である(山内弘隆ほか編「観光経済学」有斐閣3頁、189頁)。

そして、観光は地域経済の活性化、雇用の機会の増大等国民の経済のあらゆる領域にわたりその発展に寄与するとともに、健康の増進、潤いのある豊かな生活環境の創造等を通じて国民生活の安定向上に貢献するものであることに加え、国際相互理解を増進する。さらに、地域における創意工夫を生かした主体的な取組を尊重した観光に関する施策は、地域の住民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会の実現を促進し、我が国固有の文化、歴史等に関する理解を深めるものとしてその意義を一層高める(以上、観光立国推進基本法附則)。

また、観光の振興は、地域の文化、歴史を反映した建造物、町並みなどの保存や整備を含め、住民の居住する住宅地、商店街、街路など市街地環境を含む「まち」づくりという大きな事業と考えられ、観光が「まち」の活性化を促し、その「まち」の活性化により観光客が増加し、地域経済の発展が実現されるという循環関係にある。その意味で、地方の都市像の実現にも大きく関わるものである。

甲府市においても、第五次甲府市総合計画(平成18年度から同27年度)において、都市像として「人がつどい 心がかよう 笑顔あふれるまち・甲府」を掲げ、さらに引き継がれた第六次甲府市総合計画(平成28年度から令和7年度)において、「人・まち・自然が共生する未来創造都市 甲府」を掲げている。

## 3 観光立国推進基本法では、観光立国の実現に関する施策の基本理念(同法附則及び第2条)にのっとり、地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、自主的かつ主体的に、その地方公共団体の区域の特性を生かした施策を策定し、実施する責務を有するものとされる(同法第4条)。

## 4 そこで、甲府市が、観光振興に関する施策を策定し実施する責務を有する地方公共団体として、「開府 500 年関連事業」を中心とする観光振興に関する事業を令和3年度まで実施したことから、同事業が住民福祉の増進の原則(地方自治法第2条第14項)に合致し、合規制、経済性、効率性、有効性を有しているかについて監査するものとした。

令和2年から全国に蔓延した新型コロナウイルス感染症は住民の生活に様々な影響を及ぼしたが、とりわけ地域経済を支える観光関連事業への影響は甚大である。本監査結果が、コロナ禍を乗り越えて令和7年度まで継続する第3次甲府市観光振興基本計画の実施の一助になるよう望む次第である。

## V 監査の実施期間

令和4年8月9日から令和5年2月20日

## VI 監査の対象部局

観光課、歴史文化財課、記念事業課、都市計画課

※令和2年度に、開府 500 年企画課・開府 500 年事業課が統合し、記念事業課へ組織変更

## VII 監査従事者

包括外部監査人 關本喜文(弁護士)

補助者 高岡敏夫(公認会計士)

補助者 井上光昭(公認会計士)

補助者 野中孝憲(公認会計士)

補助者 前田晋吾(公認会計士) 以上5名

なお、包括外部監査人は甲府市との間で、地方自治法第 252 条の 36 第1項の規定に基づいて、令和4年4月1日付で包括外部監査契約書を調印している。また、包括外部監査人は甲府市監査委員に対し、令和4年4月 20 日、地方自治法第 252 条の 32 第1項の規定に基づいて、上記各補助者に監査の事務を補助させたい旨の協議を申し出、甲府市監査委員から、令和4年4月 27 日付でこのことに異存ない旨の回答を得ている。

## VIII 利害関係

上記包括外部監査人には、包括外部監査の対象とした事件について、地方自治法第 252 条の 29 の規定により制限されるべき利害関係(「自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件」に該当する利害関係)は存しない。

## IX 監査の視点

- 1 包括外部監査人の監査について、地方自治法第 252 条の 37 第1項は、「包括外部監査人は、包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び包括外部監査対象団体の経営に係る事業の管理のうち、(同法)第2条第 14 項及び第 15 項の規定の趣旨を達成するため必要と認める特定の事件について監査するものとする」と定め、また同法 252 条の 37 第2項は、「包括外部監査人は、包括外部監査対象団体の財務に関する事務の執行及び包括外部監査対象団体の経営に係る事業の管理が(同法)第2条第 14 項及び第 15 項の規定の趣旨にのっとりなされているかどうか、特に、意を用いなければならない」と定める。

ここに引用されている地方自治法第2条第 14 項及び第 15 項の規定は、以下のとおりである。

第 14 項 地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

第 15 項 地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならない。

- 2 以上のことから、次に掲げる視点を常に意識して、監査を行った次第である。

(1) 合規制(適法性)

事業が、関連法令や条例を遵守して行われているか。

(2) 経済性・効率性・有効性(いわゆる「3E監査」)

住民福祉の増進に寄与するものであるか検証するとともに、

①無駄な支出が行われていないか、財源の確保に努めているか(経済性)。

②最小の経費・労力で、成果を挙げているか(効率性)。

③所期の目的や趣旨に見合った成果が現れているか(有効性)。

(3) 公平性

すべての市民に対し、公平な取り扱いがなされているか。

(4) 透明性(いわゆる「見える化」)

市民の目線に立ち、事業経営について、市民に対する説明責任が果たされているか。

## X 監査の主たる実施方法等

1 担当者へのヒアリング、徴求した書類(関連台帳・帳簿・契約書・申請書・伝票等)の閲覧及び担当者からの意見聴取を繰り返すことにより、事業概況を正確に把握した上で、その分析を行った。

2 関係法令及び条例を把握し、これらに準拠した事業運営がなされているか確認を行った。

3 事業場の現場視察を行うことにより、事業実態を把握し、併せて資産管理の状況を確認し、担当者へのヒアリングを踏まえて分析を行った。

具体的には、令和4年9月2日(金)に藤村記念館及び信玄ミュージアムの視察を行った。

4 本報告書の表記について

(1)年号については和暦を原則とした。ただし、事業期間の比較対象のため必要に応じて西暦を記載した。

(2)端数処理は、表中の数値について単位未満を四捨五入しており、合計や差し引きが合わない場合がある。

## 第2 甲府市の観光振興について

### I 国の観光政策

#### 1 観光立国推進基本法

平成 18 年 12 月に観光立国推進基本法が成立し、翌年1月に施行された。

同法第1条には、21 世紀の経済社会の発展のために観光立国を実現することが重要であることを規定する。そして、観光立国実現の施策の基本理念として、①地域における創意工夫を生かした主体的な取組による国内外からの観光旅行の促進、②健康でゆとりのある生活を実現する国民の観光旅行の促進、③国際的視点の必要性、④観光産業の経済社会における重要性を踏まえた国、地方公共団体、住民、事業者等の相互連携を掲げる(同法第2条)。その上で、国は、観光立国の実現に関する施策を総合的に策定し、実施する責務を有し(同法第3条)、観光立国推進基本計画を策定する(同法第10条)ことを定めている。

#### 2 観光立国推進基本計画

##### (1)平成 19 年6月

観光立国推進基本計画が閣議決定

##### (2)平成 25 年6月

観光立国実現に向けたアクション・プログラムとりまとめ

##### (3)平成 26 年6月

観光立国実現に向けたアクション・プログラム 2014 決定。

2020 年に向けて、訪日外国人旅行者数 2000 万人の高みを目指すことを明記

##### (4)平成 27 年6月

観光立国実現に向けたアクション・プログラム 2015 決定。

2000 万人時代を万全の備えで迎え、2000 万人時代を早期に実現することを明記。具体的には次のとおりである。

- ①インバウンド新時代に向けた戦略的取組
- ②観光旅行消費の一層の拡大、幅広い産業の観光関連産業としての取り込み、観光産業の強化
- ③地方創生に資する観光地域づくり、国内観光の振興
- ④先手を打っての「攻め」の受入環境整備
- ⑤外国人ビジネス客等の積極的な取り込み、質の高い観光交流
- ⑥「リオデジャネイロ大会後」、「2020 年オリンピック・パラリンピック」及び「その後」を見据えた観光振興の加速

##### (5)平成 29 年3月

平成 32 年度(令和2年度)まで4年間を計画期間とする観光立国推進基本計画が決定された。

多くの人から日本が観光のディスティネーションとして選択され、さらに「世界が訪れたい日本」へと飛躍するために、国民経済の発展、国民生活の安定向上、国際相互理解の増進及び災害、事故等のリスクへの備えを基本方針として、次に掲げる基本的な目標を達成するために、「国際競争力の高い魅力ある観光地域の形成」、「観光産業の国際競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成」、「国際観光の振興」、「観光旅行の促進のための環境の整備」を施策として提示している。

(目標)①国内旅行消費額

平成 32 年までに 21 兆円(平成 27 年実績 20.4 兆円)

②訪日外国人旅行者数

平成 32 年までに 4000 万人(平成 27 年実績 1974 万人)

③訪日外国人旅行消費額

平成 32 年までに 8 兆円(平成 27 年実績 3.5 兆円)

④訪日外国人旅行者に占めるリピーター数

平成 32 年までに 2400 万人(平成 27 年実績 1159 万人)

⑤訪日外国人旅行者の地方部における延べ宿泊者数

平成 32 年までに 7000 万人泊(平成 27 年実績 2514 万人泊)

⑥アジア主要国における国際会議の開催件数に占める割合

平成 32 年までにアジア最大の開催国(3割以上)(平成 27 年実績 26.1%)

⑦日本人の海外旅行者数

平成 32 年度までに 2000 万人(平成 27 年実績 1621 万人)

(6)新型コロナウイルス感染拡大の影響

新型コロナウイルス感染拡大は、上記目標達成にとって大きな障害となった。

日本人国内旅行消費額は令和元年は 21.9 兆円にのぼったが、令和2年は 10 兆円、令和3年は 9.2 兆円と半減した。

訪日外国人旅行者数は令和元年の 3188 万人をピークに、新型コロナウイルス感染拡大に伴う水際対策の強化により、令和2年は 412 万人、令和3年は 25 万人に激減した。訪日外国人旅行消費額についても令和元年の 4兆 8135 億円をピークに、令和2年は 7446 億円、令和3年は 1208 億円と大幅に減少した。

旅行者の地方部における延べ宿泊者数についてみれば、令和元年は 3億 4646 万人泊(日本人 3億 337 万人泊、外国人 4309 万人泊)であったが、令和2年は 2億 748 万人泊(日本人 1億 9969 万人泊、外国人 779 万人泊)、令和3年は 1億 9562 万人泊(日本人 1億 9432 万人泊、外国人 130 万人泊)と減少した。(以上のデータは観光庁ホームページの統計情報に基づく)

## II 甲府市の観光政策

### 1 地方自治体の責務に関する法律の規定

平成 18 年 12 月に成立した観光立国推進基本法第 4 条 1 項には、「地方公共団体は、基本理念(同法第 2 条)にのっとり、観光立国の実現に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、自主的かつ主体的に、その地方公共団体の区域の特性を生かした施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と規定される。

観光立国推進基本法の制定により、観光推進に関して国と地方公共団体の関係が明らかになるとともに、地方公共団体の区域の特性を生かした施策が法律上の根拠のもとより実行しやすくなったものと考えられる。

### 2 甲府市について

#### (1) 観光計画について

観光計画は実現化に向けた計画レベルによって構想計画・基本計画・実施計画というように区分される(羽田耕治編著「自治体職員のための観光政策立案必携」第一法規 214 頁)。

構想計画とは長期(概ね 10 年)の理念及び将来像と方向性を定め、基本計画とは中～長期(5～10 年)の定性・定量目標、その達成に向けた方針、方針に基づく施策とその重点度や優先度、計画の実施体制から構成される。実施計画とは短期(1～3 年)の行動計画、アクションプランであり、実施年度、事業予算、実施主体を不可欠の内容とする。

以下に述べるとおり、甲府市の第五次及び第六次総合計画は上記の構想計画にあたり、第 2 次及び第 3 次観光振興基本計画は上記の基本計画にあたる。さらに、本報告書でも個別に監査の対象とした開府 500 年関連事業の計画は上記の実施計画にあたるものと理解される。

#### (2) 甲府市総合計画

甲府市は、平成 19 年 6 月に甲府市自治基本条例を制定し、同条例第 22 条に総合計画を策定する定めをおき、平成 23 年 5 月の地方自治法第 2 条第 4 項の市町村の基本構想に関する規定の削除後は、同条例を根拠として、第五次(平成 18 年度～平成 27 年度)及び第六次(平成 28 年度～平成 37 年度(令和 7 年度))の甲府市総合計画に基づく市政運営を行っている。

(甲府市自治基本条例第 22 条)「市は、総合的で計画的な市政の運営を図るため、市議会の議決を経て、まちづくりの指針となる基本構想を定めます。」

#### (3) 第五次甲府市総合計画と第 2 次甲府市観光振興基本計画

第五次甲府市総合計画は、都市像として、「人がつどい 心がかよう 笑顔あふれるまち・甲府」を実現するために、一つの基本目標として「にぎわいと豊かさを創りだす風格のあるまちー産業の振興ー」を掲げ、主な施策の内容として、「地域資源を活かした観光まちづくり」を提言してい

る。

この施策の内容を実現する個別計画として、第2次甲府市観光振興基本計画が、甲府市観光振興基本計画庁内検討会議により原案が作成され(同会議設置要綱)、甲府市観光振興基本計画策定検討委員会の検討を経て、平成27年3月に策定された。

第2次甲府市観光振興基本計画は、平成27年度から平成31年度を計画期間とする(昇仙峡の日本遺産の選定のため令和2年度までに延長された。同延長は、令和元年11月29日に行われた令和元年度第1回甲府市観光振興基本計画推進会議にて決定された)。

なお、第五次甲府市総合計画に基づき策定された第2次甲府市観光振興基本計画は、同総合計画の実施期間とは平成27年度の初年度だけが重なっているだけであり、平成28年度から平成31年度(令和元年度)の実施期間は、次の第六次甲府市総合計画の実施期間(平成28年度から令和7年度)に含まれている。

この点、上位計画となる第六次甲府市総合計画においては、第五次甲府市総合計画との関係では観光関連が関わる部分に大きな変更がなかったことから、第六次甲府市総合計画策定により、第2次観光振興基本計画の見直しは行われていない。

#### (4) 第六次甲府市総合計画と第3次甲府市観光振興基本計画(詳しくは本書第4のIV)

第六次甲府市総合計画は、都市像として「人・まち・自然が共生する未来創造都市 甲府」を実現するために、基本目標の一つとして「魅力があふれ人が集う活力あるまちをつくる(活力)」こととし、この基本目標を達成するための施策の柱として「交流と賑わいを創出する」を掲げ、観光の振興を一つの内容としている。

そして、この施策の内容を実現する個別計画として、第3次甲府市観光振興基本計画が第2次甲府市観光振興基本計画と同様に庁内検討会議により原案が作成され、検討委員会の検討を経て、令和3年3月に策定された。

第3次甲府市観光振興基本計画は、令和3年度から令和7年度を計画期間とする。

### 3 甲府市観光振興基本計画の内容

#### (1) 第2次甲府市観光振興基本計画の趣旨、役割、基本方針について

第2次甲府市観光振興基本計画は、平成21年度から平成25年度を計画期間とした「甲府市観光振興基本計画」の成果の検証を踏まえ、更なる観光客の増加と新たなまちづくりに繋げる趣旨で策定された。

また、市民、企業、団体、大学、NPO、観光関連業界、甲府市や山梨県などの行政が、互いに情報を共有し施策に取り組むための「甲府市の観光振興施策の指針」としての意味を有し、効果の高い観光施策を実行する上での羅針盤としての役割を有する。

計画の実施期間は、5年間とし、計画の成果指標として、計画期間の中間年(平成29年度)と最終年(平成31年度)において数値目標を設定し、施策事業の評価・検証が行われ、観光客の動向などについては、単年度ごとに統計データが収集・分析された。



数値目標は、①観光入込客数の増減率、②宿泊者数の増減率、③外国人宿泊者数の増減率、④ホームページのアクセス数の増減率、⑤twitter フォロワー数の増減率が設定された。

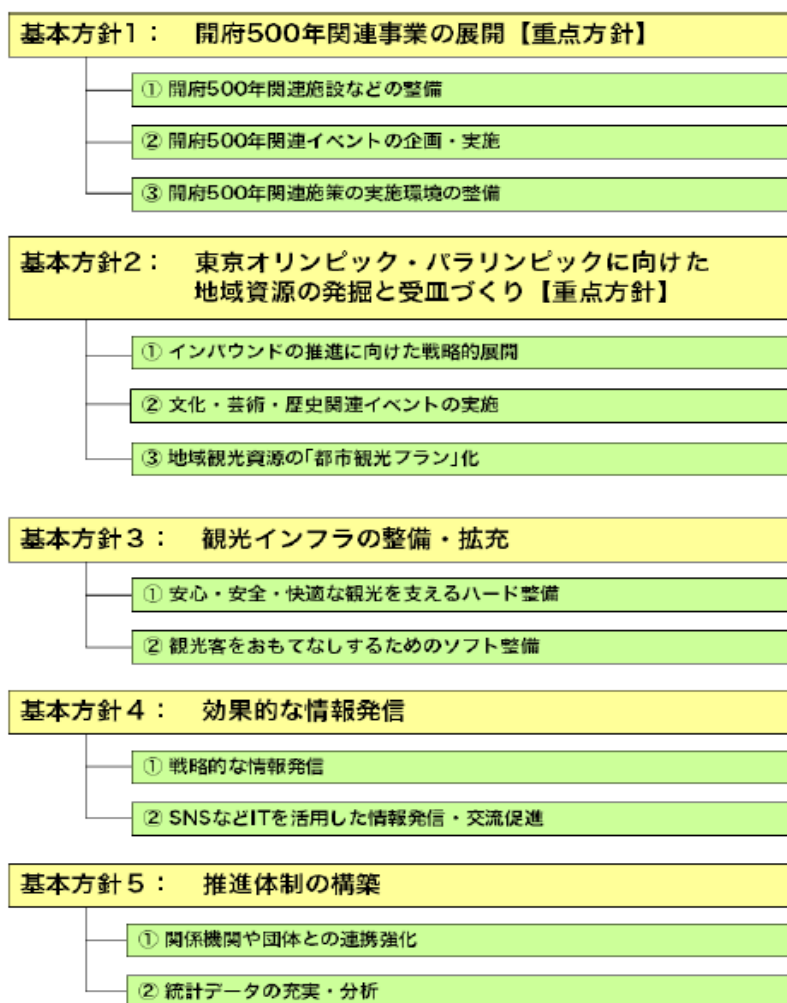
そして、甲府市の観光の現状分析、観光課題を踏まえ、甲府市の目指すべき観光地像として、「歴史・伝統・文化などを活用した、人を惹きつける賑わいのある観光地」、「豊富な地域資源を組み合わせた回遊・滞在型の都市観光ができる観光地」の2つを掲げた。なお、「都市観光」とは、「歴史」、「産業・文化」、「自然」、「食」、「祭り」、「温泉」などの地域資源を活かし、甲府市のさまざまな魅力を感じてもらう観光スタイルと定義している。

その上で、基本方針として次の5つをあげ、特に基本方針1及び2を重点方針とした。

- 1 開府 500 年関連事業の展開
- 2 東京オリンピック・パラリンピックに向けた地域資源の発掘と受皿づくり
- 3 観光インフラの整備・拡充
- 4 効果的な情報発信
- 5 推進体制の構築

この基本方針のもと、観光関連施策事業が展開されることとなった。

施策・事業の体系は、次の表のとおりである。



## (2)開府 500 年関連事業について

「関連施設の整備」、「関連イベントの企画・実施」、「関連施策の実施環境の整備」に分かれているが、それぞれの事業の概要は、次のとおりである。

### (関連施設の整備)

- ①「史跡武田氏館跡」総合案内所の建設
- ②「史跡武田氏館跡」の復元整備
- ③まちなか回遊道路の整備
- ④「重要文化財高室家住宅」の保存修理

### (関連イベントの企画・実施)

- ⑤歴史ボランティアガイドを活用した散策会の実施・充実
- ⑥藤村記念館を利用した各種イベントの開催
- ⑦小江戸甲府を学ぶ歌舞伎公演の実施
- ⑧開府 500 年をテーマにした芝居・講座などの開催
- ⑨「信玄公祭り」の実施

### (関連施策の実施環境の整備)

- ⑩歴史的に関係の深い都市との連携強化
- ⑪歴史ボランティアガイドの育成
- ⑫歴史ガイドブックの作成と活用
- ⑬観光教育の推進
- ⑭ラッピングバスの導入・バス車両広告の掲出
- ⑮「武田二十四将」などを活用した、武田氏城下町のイメージづくり

## (3)開府 500 年関連事業と第3次甲府市観光振興基本計画

第2次観光振興基本計画の「開府 500 年関連事業」の一事業として、「こうふ開府 500 年記念事業」が、甲府市を構成員とし、賛同する関係機関や団体等の代表者を委員とする「こうふ開府 500 年記念事業実行委員会」によって計画策定された。これは、令和元年に甲府市が迎える開府 500 年という大きな節目を記念して、前記の様々な事業を行うものである。事業実施期間は、平成 28(2016)年度から令和3(2021)年度までの6年間とされ、特に平成 31(2019)年から令和3(2021)年までの3年間が重点取組期間とされた。

そして、令和3年は、武田信玄公生誕 500 年の年であることから、こうふ開府 500 年関連事業は令和3年度から開始された第3次甲府市観光振興基本計画に基づく事業の一部として取り入れられ、信玄公生誕 500 年記念事業として実施された。

第3次観光振興基本計画の基本方針の1つである「魅力ある観光地づくりの推進」に関する具体的な施策・事業の内容は次のとおりである(詳しくは、本書第4のIVに記載)。

## ◆ 施策・事業

- ◇ 湯村温泉郷の活性化に向けた取組
  - 湯村温泉郷の受入環境の向上に向けた具体的な検討
- ◇ 昇仙峡の周遊観光の促進
  - 周遊と滞在を意識した施設整備と散策コースの開発・整備
- ◇ 甲府城跡周辺の受入環境の整備
  - 甲府城周辺地域活性化実施計画の推進
- ◇ 信玄公生誕500年関連事業の推進
  - 信玄公生誕500年関連イベントの実施・充実
  - 武田二十四将などを活用した、武田氏城下町のイメージづくり
  - 「信玄公祭り」の実施・充実
  - 「小江戸甲府の夏祭り」の実施・充実
  - 開府500年、生誕500年記念事業の活用と継承
- ◇ 観光コンテンツの造成
  - 新たな観光コンテンツの検討・造成
  - 新たなアウトドア・アクティビティの検討
  - ナイトタイムエコミーの推進
- ◇ 都市観光の推進
  - 甲府駅周辺における賑わいの創出
  - ワインや地酒を活用した事業の実施
  - 市民向け施設やイベント・まつりの活用
  - ボランティアガイドの育成・充実
  - ニューツーリズム等の推進

## 4 観光振興基本計画の検証及び施策の評価について

### (1) 数値目標の設定と評価、施策への反映

第2次甲府市観光振興基本計画では、前述(4(1))のとおり、5つの数値目標(①観光入込客数の増減率、②宿泊者数の増減率、③外国人宿泊者数の増減率、④甲府市観光課のホームページのアクセス数の増減率、⑤甲府市観光課のアカウントのtwitterフォロワー数の増減率)が設定された。

そして、振興基本計画の検証、評価、数値目標の見直しは、甲府市観光振興基本計画推進会議が行うとされた。この推進会議は、甲府市観光振興基本計画の継続的な検証及び施策の評価並びに数値目標の見直し等について意見聴取を行い、甲府市が目指す観光地像の実現に向けた観光振興施策を推進するため設置された(同会議設置要綱第1条)。委員は、学識経験者、関係団体の代表者、その他市長は必要と認めた者によって組織されている(同要綱第3条)。

計画期間である5年間の中間年(平成29年)にそれまでの実績に基づき数値目標の見直しを行い、最終年(平成31年)において施策事業の評価を行うとともに、その結果をその後の施策の変更反映させるとした。なお、昇仙峡の日本遺産の選定のため、期間は令和2年度まで延長

された。

推進会議は平成 27 年から平成 31 年まで毎年1回ないし2回実施され、議事録が作成されている。議事録によれば、観光振興基本計画に基づく個別の事業実施について、各事業年度の事業の進捗状況が事務局から報告されている。

## (2) 総合計画の1年後ごとの検証との関係

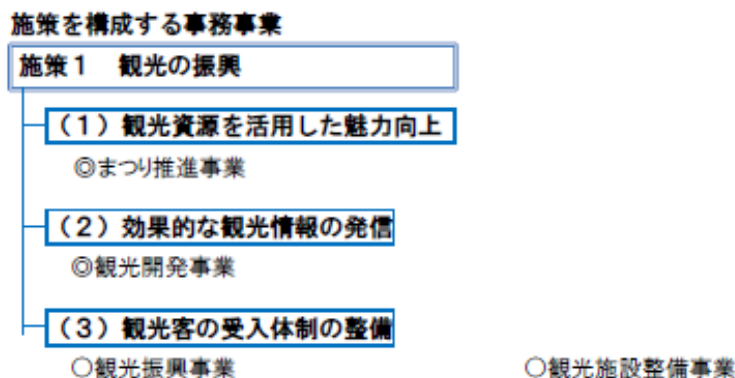
甲府市のホームページにも公開されているが、第2次観光振興基本計画の実施年度が第六次甲府市総合計画と重なる平成 28 年度から令和2年度は、同総合計画の基本目標「魅力があふれ人が集う活力あるまちをつくる(活力)」を達成する施策の柱である「交流と賑わいを創出する」観光の振興について、単年度ごとに施策の成果を発表している。

観光の振興施策の成果指標は、第2次甲府市観光振興基本計画の数値目標のうち観光入込客数、宿泊者数の2つを掲げ、平成 29 年からは市民実感度指数も成果指標に組み入れられている(以下の表は甲府市ホームページから作成)。

	平成 2 7	平成 2 8	平成 2 9	平成 3 0	令和元	令和 2	令和 3
観光入込客数(人) 暦年	4,780,635	4,944,005	5,552,710	6,293,404	6,121,992	3,369,368	3,870,939
同目標値 (R 元年設定)						6,659,000	
宿泊者数 (人) 年度	671,397	731,521	730,549	746,153	811,679	799,705	570,768
	(H 2 6)	(H 2 7)	(H 2 8)	(H 2 9)	(H 3 0)	(R 1)	(R 2)
同目標値 (R 元年設定)							883,000
市民実感度指数 (P)		2.32	2.33	2.39	2.34	—	—

平成27年から令和元年まで観光入込客数及び宿泊者数とも順調な伸びをみせていたが、前述の国の観光政策の項(第2 I 2(5)及び(6))で述べたとおり、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、甲府市においても令和2年は目標値の約半分の観光入込客数に落ち込み、また宿泊者数も目標値の6割程度に留まった。

また、総合計画においては、観光の施策を構成する事務事業は、次の3つが上げられており、単年度ごとの当初予算額、計画額が記載され、事業の規模、達成度を市民に伝えている(甲府市ホームページ)が、そこに掲げられている各事業と第2次観光振興基本計画に上げられている開府 500 年関連事業にかかる各事業がどのように関連しているかについてはホームページ上の記載だけでは明らかでない。



### (3) 第3次甲府市観光振興基本計画への反映

第3次甲府市観光振興基本計画において、第2次甲府市観光振興基本計画の数値目標の増減率を成果として記載し、分析を行っている。前述の①から⑤の数値目標のうち、④観光課ホームページのアクセス数の増減率が達成率 52.6%であるほかは、目標値を達成していた(①観光入込客数の増減率の達成率は96.7%であるので、ほぼ達成とみることができる)。

この数値目標の設定については令和元年度第1回甲府市観光振興基本計画推進会議でも議論され、観光消費額を数値目標に入れるべきとの意見が出された。

甲府市は第2次観光振興基本計画の策定でも公募型プロポーザル方式により業務委託先を選定していたが、第3次観光振興基本計画でも同様に同方式で策定業務の委託先を決定した。上記の目標値の分析を踏まえた甲府市の観光の現状や観光課題など、策定委託業者による報告が第3次甲府市観光振興基本計画策定検討委員会に対して行われた。

そして、同委員会でも検討された結果、第3次甲府市観光振興基本計画では、①観光入込客数の増加率、②宿泊者数の増加率、③外国人宿泊者数の増加率、④観光消費額の4つが数値目標に設定された。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた施策に取り組む必要があることとして、感染症対策を取りながら状況に応じた観光支援策や外国人観光客の今後の需要回復を見据えた受入整備を進めていくことの必要性が強調されている。

### (4) 計画策定時の数値目標と事業実施の達成評価について

上記のとおり第2次観光振興基本計画においては5つの数値目標が設定され、中間年及び最終年において数値目標の達成度を検証し、第3次観光振興基本計画においては数値目標の見直しも行っている。

しかしながら、観光振興基本計画に基づく個別の事業について基本計画と同様の数値目標の設定では、事業実施終了時において事業の有効性を検証する指標として利用することには限界がある。例えば、本件の開府 500 年記念事業は後述する監査対象事業をみれば明らかなどおり複数の実施事業に分かれているが、個別の実施事業により観光入込客数や宿泊者数が増減し、それにより観光消費額が増減したかどうかをみることは出来ない。当該事業実施による観光政策の数値上の成果は、事業全体の実施により甲府市の観光入込客数、宿泊者数及び観光消費が増えたかどうかを、あくまで結果としてみることは出来ない。

その意味で、地方自治体の行う観光振興基本計画に基づく実施事業の有効性検討については、市場の失敗への対応という地方公共団体が行うべき施策の観点を踏まえなくてはならない(山内弘隆ほか編「観光経済学」有斐閣 168 頁)。

例えば、個別の事業が実施されてもその情報が域外の人々に伝わっていなければ観光客の増加に繋がらないことから、その情報を伝えるプロモーションの実施が個別事業の実施に伴っているかどうか、観光振興による地域環境への影響(混雑、渋滞、ごみ、騒音等)への対策が伴い、間接的に公共財を利用する旅行者に適正な費用負担を行っているかどうか、観光振興の継続

性にも資する地方公共団体が担うべき教育分野として観光関係者等への人材育成が行われているかについてもみる必要がある。

観光振興が地域経済にもたらす影響度が大きいことから経済効果を示す数値目標の達成度ばかりに目をむけるべきではなく、あわせて地域に生活する住民の税金が使用され観光振興がなされている以上、地元住民の福祉の増進への影響も問われなければならない。

## 5 観光振興条例について

### (1) 観光振興条例の必要性

このように観光振興については、経済効果を示す数値目標の達成度だけではなく、地方公共団体が行うべき施策がなされているか、すなわち地元住民の福祉の増進に役立っているかどうかとも問われなければならない(地方自治法第2条第14項)。観光振興が観光客数や観光消費額の増加のみを目的とするイメージがあることからすれば、住民福祉の視点、政策への住民参加の視点が必要である。

また、観光は、当該地方自治体の域内ばかりでなく、歴史や文化、自然環境を共通する一定の広がりをもつ地域を対象とすることから、周辺地方自治体との連携協力も必要である。地方自治法第2条第15項の趣旨でもある「他の地方公共団体に協力を求めて」の取組も取り入れる必要がある。

#### (意見) 観光振興条例の必要性

住民福祉・住民参加や地域連携を観光政策の中に明確に位置付けるためにも、「目的・基本理念」を掲げ、「地方自治体・市民・観光事業者の各役割」を明示し、「情報発信」、「計画の策定と検証」、「地域連携」、「人材育成」などを内容とする観光基本条例が制定されることが必要である。そしてこのような内容を有する条例に基づき観光基本計画が策定され、事業の実施、検証がなされていくことが、ひいては地方自治の本旨(憲法第92条)にも沿うものと考えられる。

### (2) 全国での制定状況

観光立国推進基本法の制定後、各地方自治体においては、観光振興条例を制定する動きがあり、都道府県では平成19年以降に33道県で制定済みである(山梨県は平成23年12月に「おもてなしのやまなし観光振興条例」施行)。

また、中核市では、横須賀市(平成27年4月1日施行)、那覇市(平成27年4月1日施行)、旭川市(令和4年4月1日施行)が条例を制定している。

旭川市では、条例施行の約1年2か月前から観光振興条例検討部会において審議を重ね、条例案を令和3年11月に策定し、約1か月間市民からの意見を聴取の上、制定に至っている(なお、中核市のホームページに公開されている観光基本計画を調査した結果、数値目標を設定した観光基本計画を策定しているのは、令和3年4月現在の中核市62市のうち甲府市を含め28市である。また、28市中3市が条例に基づく観光計画策定という位置付けとなっている。)

### Ⅲ 監査の対象事業の選択

#### 1 監査対象事業について

第2次甲府市観光振興基本計画の基本方針「開府 500 年関連基本事業の展開」に関わるものとして、以下の事業を対象とした。

- ① 関連施設の整備(細目は本書 10 頁に記載)
- ② 関連イベントの企画・実施(同)
- ③ 関連施策の実施環境の整備(同)
- ④ こうふ開府 500 年記念事業

また、第3次甲府市観光振興基本計画のうち、「開府 500 年関連事業」の継続的な位置付けとして、次のものを対象とした。

- ⑤ 信玄公生誕 500 年記念事業及び甲府城跡周辺の受入環境の整備(甲府城周辺地域活性化事業)

#### 2 事業と担当課との関係(本書第 4 の記載箇所)

- ①ないし③について、歴史文化財課に関わるもの(第4のⅠ)
- ②及び③について、観光課に関わるもの(第4のⅡ)
- ④については、開府 500 年企画課・開府 500 年事業課・記念事業課(第4のⅢ)
- ⑤については、歴史文化財課、観光課、開府 500 年企画課・開府 500 年事業課・記念事業課、都市計画課(第4のⅣ)

### 第3 監査の指摘事項及び意見の概要

本報告書において、「指摘」とは、今後甲府市において何らかの措置が必要と認められる事項であって、主として事務が法規性に反している場合や著しく適正を欠いている場合を指摘している。

また、「意見」とは、指摘事項に該当しないものの、前記第1のIX「監査の視点」に鑑みて、財務事務の執行及び事業の管理の合理化のために、包括外部監査人として改善を要望するものであって、甲府市がこの意見を受けて何らかの対応を行うことを期待するものである。

これらの概要は以下のとおりで、指摘事項は5件、意見は26件である。

内 容	区分	頁
<b>0 総論</b>		
1 観光振興条例の制定の必要性	意見	14

住民福祉・住民参加や地域連携を観光政策の中に明確に位置付けるためにも、「目的・基本理念」を掲げ、「地方自治体・市民・観光事業者の各役割」を明示し、「情報発信」、「計画の策定と検証」、「地域連携」、「人材育成」などを内容とする観光基本条例が制定されることが必要である。そしてこのような内容を有する条例に基づき観光基本計画が策定され、事業の実施、検証がなされていくことが、ひいては地方自治の本旨（憲法第92条）にも沿うものと考えられる。

<b>I 歴史文化財課</b>		
1 設計金額見積における諸経費率の扱い	指摘	23

工事請負、委託の際に甲府市は設計金額（基本的に予定価格と同額）を見積もり、予定価格を上回らない価格で契約を締結する。

令和2年度及び令和3年度に同一地域内の除草管理業務を委託する際の設計金額の見積において、単価の変更他により「直接費計」の見積額は令和2年度と令和3年度は異なるが、「直接費計」に上乗せする「諸経費」の「直接費計」に対する諸経費率が令和2年度は30%に対し、令和3年度は6.8%と極端に下がっている事例があった。

この件につき、「当該業務の諸経費率については、史跡の維持管理であり、伐採等を含む公園工など工事請負とは違い、一般管理費や共通管理費等定まった率がないので30%以内で設計を続けている。管理業務委託として諸経費率は決まっておらず、参考見積などを参考に設計しています。」とのことであった。



入札等の前提となる設計金額の見積業務は重要であり、客観性を持たすべく諸経費率に対する考え方、基準をガイドライン等により明らかにすべきと考える。

※設計金額(消費税等込み) = 直接費計 + 諸経費 + 消費税等相当額

2 「備品ラベル」の貼付漏れ	指摘	26
----------------	----	----

甲府市では取得した備品に、備品番号、分類、品名、所属、取得日が記載された「備品ラベル」(契約課にて発行)を貼付し管理している。

藤村記念館において一部サンプルで貼付の状況を確認したところ下記 2 点につき貼付がなかった。

- ・物品番号 0000209517 陳列ケース
- ・物品番号 0000241980 両面型展示ケース

「備品ラベル」は台帳に計上された備品の特定、備品の紛失防止、責任の所在等のため必要なものであり、再発行し貼付すべきである。

3 指定管理者の決算報告書モニタリング	意見	27
---------------------	----	----

歴史文化財課が管轄する藤村記念館の管理運営については NPO 法人甲府駅北口まちづくり委員会を指定管理者として指定しているが、同時に、まちづくり部まち保全室公園緑地課・道路河川課、まちづくり部まちづくり総室総務課、市民部市民協働室消費生活課も各々管轄する業務につき NPO 法人甲府駅北口まちづくり委員会を指定管理者としている。

現在、甲府市は指定管理者より全体としての「決算報告書(指定管理事業活動計算書)」を入手しているが、各管轄が管理運営を依頼している各々の業務ごとの決算報告書(セグメント情報)を入手し、今後の業務ごとの指定管理料策定の際に役立てることが望ましい。

4 随意契約締結における依頼方法の統一	意見	27
---------------------	----	----

歴史文化財課が随意契約締結の際、総務課長に業務名、業者名等、選定理由、根拠法令等を明らかにし随意契約締結の依頼をするが、電子承認で終わるケース、紙で書類を出力し総務課決裁欄に押印を頂くケース、紙で書類を出力し総務課決裁欄はあるが押印がないケースが混在している。依頼の方法、書類の押印・保管方法に統一性なく今後業務を統一することが望ましい。

5 指定管理者のモニタリング	意見	31
----------------	----	----

武田氏館跡歴史館管理運営事業は平成 31 年度から直営で管理運営されているが、令和5年度から効率性、民間ノウハウ収集、経費削減等の観点から指定管理者制度を導入するとし、令和4年度に指定管理者の候補者を選定した。その際、指定管理料として市は指定管理者に対し「指定管理業務に必要な経費」から「利用料金の収入見込額」を差し引いた額を、予算の範囲内で年度ごとに支払うこととしている。

現状、武田氏館跡歴史館の利用料金である観覧料は新型コロナウイルス感染症拡大による影響で大きく変動しており、指定管理者の状況によっては指定管理業務の継続性リスクを伴うことも予想される。従って、指定管理者の規模、健全な財務内容・キャッシュフローの状況、当該指定管理料の指定管理先での依存割合なども、実施する指定管理者のモニタリングの際に年に1回は評価することが望ましい。

6 トータルコストに基づく事業者の選定	意見	33
---------------------	----	----

平成 30 年度の「(仮称) 史跡武田氏館跡総合案内所展示制作業務」の委託先は指名競争入札により選考された。その後、令和3年度の当該業務に係る保守業務である「展示機器保守点検等業務」は同等レベルの技術が求められること等を理由に当初委託先との随意契約となった。

導入コストに保守費用を考慮したトータルコストとしてコスト低減を図るため、当初委託の際にはライフサイクルに基づく長期継続期間を前提とした総合評価方式での一般競争入札、あるいはプロポーザルにより業者を選定する方法を検討されたい。

<b>II 観光課</b>		
1 委託契約における競争入札による選定手続きの必要性	意見	36

令和3年度における観光課の委託契約では、ほとんどの契約が随意契約となっている。随意契約の選定手続きに瑕疵は見当たらなかったものの、公正性をより高めるために、競争入札による選定手続きをより多く採用することが望まれる。随意契約は、一般的に、競争入札と比較すると手続きが簡単であり、経費も少なく済むという利点があるが、契約担当部署に相手方の選択権があるため、情実に左右されるなど、不正が行われやすいという欠点があるとされているためである。また、競争入札を実施するためには、予め十分な期間を確保することも必要となる。

2 ツアー効果の十分な検証の実施	指摘	43
------------------	----	----

甲府市周遊促進ツアー造成業務では、仕様書のとおり、「JR 東日本の団体専用列車を使用し、主に東京圏在住の方を対象とした1泊2日のツアー」及び「実証運行の利用者がオプションとして参加できるオプションツアー」を催行している。

業務実施後に実施報告及び事業収支等を提出されているが、業務の目的は観光資源の認知度を向上させるとともに、誘客による地域活性化に繋げることにあることから、その効果を十分に検証されていない。

1泊2日のツアーでは、実施報告者に参加者アンケートを実施して参加者のほとんどが満足(94.3%)を示しているが、満足としている要因を示していない、オプションツアーでは、ツアーが重複しているために、(バスの)実証運行「こうふ着地型観光ツアー」の実施報告書を援用しており、その内容は利用者数の分析をしているに過ぎない。

ツアーの料金の設定ではモニター料相当として低く抑えていることから、利用者へのアンケートを充実させて、アンケート結果を十分に検証することによって観光資源の認知度を向上させる等に資するべきであった。

3 一般社団法人甲府市観光協会のホームページの位置付け	意見	46
-----------------------------	----	----

一般社団法人甲府市観光協会の業務にホームページ運営事業がある。令和3年度には多言語での情報発信強化に向けたシステム改修を行っている。一方、甲府市ホームページではトップ画面に市民情報とは別に観光情報があり、エリアで探す、施設の見どころ、モデルコース等タグから内容を見ることができる。

一般社団法人甲府市観光協会のホームページと甲府市の観光情報のホームページは、見せ方の違いはあるものの、内容が重複している。

甲府市の観光情報のホームページの内容を簡略化して、一般社団法人甲府市観光協会のホームページに誘導するなどにより、内容の重複を避けることが望まれる。

4 負担金、補助金の基礎となる支出の内訳内容金額の記載	意見	50
-----------------------------	----	----

信玄公祭りでは甲府市の負担金は5,450,000円であり、収入合計の52.9%を占めており、小江戸甲府の夏祭りでは甲府市の補助金は20,500,000円(こうふ開府500年記念事業実行委員会負担金5,500,000円を含む)であり、収入合計の88.6%を占めている。

負担金、補助金は信玄公祭り実行委員会補助金交付要綱又は小江戸甲府の夏祭り実行委員会補助金交付要綱に基づいて、支出されており、補助対象経費及び補助金の限度額は次のように規定しており、抽象的な規定となっている。

(補助対象経費及び補助金の限度額)

第2 補助金の交付の対象となる経費は、実行委員会の事業の運営費、事務費その他市長が必要と認めるものとする。

2 補助金の限度額は、予算の範囲内で市長が定める額とする。

負担金又は補助金は、補助対象経費及び補助金の限度額の規定により、毎年同程度の金額を予算に計上し、予算どおり支出している(なお、令和元年度のこうふ開府 500 年記念事業実行委員会負担金 5,500,000 円は増額され執行している)。また、負担金、補助金の基礎となる支出については、収支予算書及び収支決算書の備考欄に科目ごとに主な項目を記載しているにすぎない。

負担金、補助金の基礎となる支出のうち、需用費及び委託料等について、主な内訳の内容及び金額を詳細に記載することが望まれる。詳細に記載することにより、需用費及び委託料等の内容及び金額を数年間にわたり比較することができるようになり、見直しの余地はないかを検討して、需用費及び委託料等を減少させて、負担金、補助金の削減につなげることが期待できる。

<b>Ⅲ 開府 500 年企画課・開府 500 年事業課・記念事業課</b>		
1 委託業者の選定方法	意見	54

実行委員会の運営支援(ほかに事業計画の策定等を含む)について複数年度に渡り同一事業者に委託していた。当該業務委託については、当初の導入年度に公募型プロポーザル方式で業者を選定しているが、次年度以降は随意契約で同一事業者に引き続き委託していた。継続的に同一事業者に委託する方が効率的であるとして、複数年度に渡り同一事業者に委託することが想定されていたならば、当初の選定時において、複数年度の業務委託を前提とした公募型プロポーザル方式を採用するのが望ましかった。

2 個別事業の計画実績比較	意見	55
---------------	----	----

実行委員会が中心となって実行した事業は後述のとおり多くのものがあるが、各事業における実施結果はまとめているものの、個別事業での計画値(目標値)は設定されておらず、計画と実績との比較検証がされていなかった。そのため、個別事業の中で効果があった事業はどれなのか、失敗した事業はなかったのか、など個別事業の有効性が判別できない状況である。多くのヒト・モノ・カネを費やした事業であることから、こうふ開府 500 年記念事業全体での総括にとどまらず、個別事業単位で計画実績比較をするなどの総括が必要であった。

3 KPIの有効性	意見	57
-----------	----	----

こうふ開府 500 年記念事業全体での総括として、KPI を設定し、指標の増減状況を確認している。しかしながら、KPI の具体的な目標値を設定しておらず、達成状況の検証が不十分である。また、KPI の指標は 2018 年をスタートとしているが、既にこうふ開府 500 年記念事業が進行している状況であり、本来は当該事業開始前(2016 年頃)の指標と比較する必要があった。

4 次年度提案書の入手	意見	64
-------------	----	----

リレーフォーラム 2018 の運營業務を業者に委託していたが、委託契約の仕様書には受託者によるフォーラム検証業務として、開催した内容の検証と次年度に向けた企画内容等の提案書の提出が必要としていた。しかしながら、次年度に向けた提案書については口頭での報告のみで書面では入手していなかった。継続的なフォーラム運営に資するものであり、後日の検証にも必要であることから、仕様書通りに提案書を書面で入手する必要があった。

5 次年度提案書の入手	意見	66
-------------	----	----

リレーフォーラム 2018 と同様に、リレーフォーラムスペシャル 2019 の運營業務を業者に委託していたが、委託契約の仕様書には受託者によるフォーラム検証業務として、開催した内容の検証と次年度に向けた企画内容等の提案書の提出が必要としていた。しかしながら、次年度に向けた提案書については口頭での報告のみで書面では入手していなかった。継続的なフォーラム運営に資するものであり、後日の検証にも必要であることから、仕様書通りに提案書を書面で入手する必要があった。

6 委託業者の選定方法	意見	70
-------------	----	----

公式ホームページの開設・保守運用を複数年度に渡り同一事業者へ委託していた。当該業務委託については、当初の開設時に公募型プロポーザル方式で業者を選定しているが、次年度以降は随意契約で同一事業者へ引き続き委託していた。保守・運用も引き続き開設業者に委託する方が効率的であり、複数年度に渡り同一事業者へ委託することが想定されていたならば、当初の選定時において、複数年度の業務委託を前提とした公募型プロポーザル方式を採用するのが望ましかった。

7 仕様書の変更	意見	71
----------	----	----

PR用に放送したテレビ番組について、業務委託契約に基づく仕様書と異なる時間帯で放送しているケースが散見された。放送側の番組編成上の都合もあったとのことであるが、本来仕様書に基づく業務委託であることから、業務内容に合わせるように仕様書を変更しておく必要があった。

8 業務委託契約書の印紙税額の誤り	指摘	72
-------------------	----	----

テレビスポットCMに係る業務委託契約書を確認したところ、2件の印紙税額の誤りが発見された。契約金額に見合った正しい印紙を貼付すべきであった。

9 仕様書の変更	意見	72
----------	----	----

PR用のテレビCMについて、該当年度を通じて業務委託契約に基づく仕様書と異なる曜日に放送していたケースが発見された。放送側の番組編成上の都合もあったとのことであるが、本来仕様書に基づく業務委託であることから、放送する曜日に合わせる形に仕様書を変更しておく必要があった。

10 業務委託契約書の印紙税額の誤り	指摘	73
--------------------	----	----

新聞広告に係る業務委託契約書を確認したところ、1件の印紙税額の誤りが発見された。契約金額に見合った正しい印紙を貼付すべきであった。

11 支出先の確認	意見	78
-----------	----	----

事業費用の支払先として、主催者の関連先(主催者と住所が同一先、主催者の構成員の企業など)に支出をしている事業が3件発見された。これらの事業も助成対象としているが、関連先への支出は金額の妥当性が歪められてしまう可能性があることから、助成対象からは除く必要があった。

12 換金性の高いものの確認	意見	79
----------------	----	----

事業を実施した際の支払証憑に図書カードやレターパックの領収書が含まれていたが、実際の使用確認記録が添付されていなかった。図書カードやレターパックは換金性が高い

ものであり、不正に使用されていないかを確認するためにも使用記録を入手・検証しておく必要があった。

13 領収書等の原資証憑の保管	意見	79
-----------------	----	----

事業を実施した際の支払証憑に領収書の代わりに手書きの出金伝票が添付されていた。領収書は事務局にて目視で確認し返却したとのことであるが、後日の検証のためにも出金伝票ではなく、原資証憑である領収書(コピーも可)を入手しておく必要があった。

<b>IV 第3次甲府市観光振興基本計画及び事業について</b>		
1 若年者等の幅広い世代の参加者を集める工夫	意見	83

甲府の魅力を再発見する機会として様々な事業が行われているが若年層の参加者が少ない傾向にある。例えば「甲府歴史講座」においては市内全域から男女問わず参加者がいるものの、参加者の年齢層は60・70歳代が中心である。その状況を改善すべく市としても、児童・生徒並びに保護者という若い世代への啓発事業として「子ども歴史教室」の開催や「甲府市出前講座」などを行い、また、若い世代の参加を促すため、講座を週末に開催したり、全国的に著名な講師を招聘したりしたものの、効果が限定的であった。これからの時代を担う世代にも甲府の魅力を伝えなければ、人口減少や人材の流出を防ぐことができないのではないかと。若年者等の幅広い世代の参加者を集めるさらなる工夫をすることが望ましい。

2 実績報告の裏付けの確認	意見	85
---------------	----	----

信玄公生誕 500 年「信玄公ゆかりの地周遊観光タクシー」事業において、事業を一般社団法人甲府市観光協会に委託している。その委託費の支払はタクシー運行実績に基づき支払っているが、運行実績は甲府市観光協会が作成する運行実績表にて把握している。

運行実績表の記載を誤ったり、悪意を持って改ざんされたりした場合には、不正な委託費を支払ってしまう可能性がある。

運行実績表は、受付日、乗車日、時間、運行会社、コース、乗車人数、申込先が記載されており、架空の運行実績が記載されるなどの不正が行われる可能性は少ないものの、甲府市としては運行実績の裏付けとなる証憑書類を確認するのが望ましい。

3 PR 媒体としてのチラシの残数管理	意見	85
---------------------	----	----

当該事業において PR 媒体としてチラシ 30,000 部、ポスター 500 枚を作成しているが、甲府市としては配布後の残数管理を行っていない。

配布後の残数を把握していない場合、配布残が多くあれば効果的ではない支出になってしまう。また不足しているところがあれば、余っているところからそちらに回した方が PR 効果は高くなるが、それができないことになる。

今後の PR 媒体の効果的な配布の実施や PR 媒体の効果の有無の判断のためにも、適時な残数管理を行うことが望ましい。

4 用地取得から工事開始までの期間の短縮	意見	97
----------------------	----	----

用地を取得してから工事が始まるまでの期間は可能な限り短縮することが望ましい。それが困難な場合は他の活用も検討すべきである。

旧甲府税務署跡地は平成 30 年度に取得したものの解体工事は令和 2 年度に行われており、1 年間の空白期間があった。この原因としては、解体工事を含めた一連の整備事業を国からの補助金を活用して行うことになったために、補助金の決定まで着工ができなかったことによる。

投資効果のひとつの判定としては、投資額がいかに短期間で回収されるかという観点がある。その観点からは、土地の取得後、解体までに 1 年間の空白期間があるのは経済的合理性に欠けると考えられる。

今回の場合、国の補助金の活用のためには取得後すぐに解体工事ができなかったというのは理解できるものの、このような空白期間は可能な限りなくすべきである。

- ・補助金の活用も考慮した長期的な計画に基づく取得
- ・交付決定前の支出に対する補助対象への認定の国への働きかけ
- ・解体前の施設の活用など

を検討するべきである。

5 一般競争入札の予定価格・公告期間等の検討	意見	97
------------------------	----	----

入札者が 1 者になってしまうことが予測される一般競争入札は、一般競争入札の目的が達成できるように予定価格、公告期間等を十分に検討するべきである。

旧甲府税務署解体工事(総工事予算 137,610,000 円)において一般競争入札を行ったところ、1 者のみの入札であった。落札率は 98.4%であった。

一般競争入札において入札が 1 者のみになってしまう場合には、複数者での競争がで



きていない可能性があり、機会均等、公正性、経済性といった一般競争入札の目的が達成されないことになりかねないと考える。

今回のケースのように、結果として入札者が1者になってしまう一般競争入札があるのは仕方がないものの、過去の1者入札の事例を分析することで、1者入札の可能性のある案件を予測することが可能ではないかと考えられる。一般競争入札の目的である機会均等、公正性、経済性を確保するためのさらなる工夫をするのが望ましい。

6 委託費の価格調査の実施	意見	98
---------------	----	----

委託費についても低入札時の価格調査を実施するのが望ましい。

令和3年度に実施した甲府城周辺地域活性化計画整備事業に伴う電線共同溝設計業務委託において指名競争入札の予定価格が12,276,000円だったにもかかわらず、7,689,000円で落札された。甲府市としては請負工事については低入札時の審査はあるものの委託業務についてはない。

低価格入札の場合、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがある。逆に入札された低価格が適正な金額であるならば、予定価格に合理性がないことになるおそれがある。

委託業務においても、低入札時の審査を行うべきである。

7 契約書に契約不適合責任条項を明文化	意見	98
---------------------	----	----

更地での用地の買い取りについて、瑕疵があった場合の責任の所在を契約書等で明文化するのが望ましい。